

民商だより

須崎民主商工会

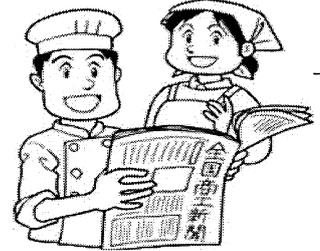
〒785-0034 須崎市大間本町 11-20

TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240

メールアドレス sminnsyo@ybb.ne.jp

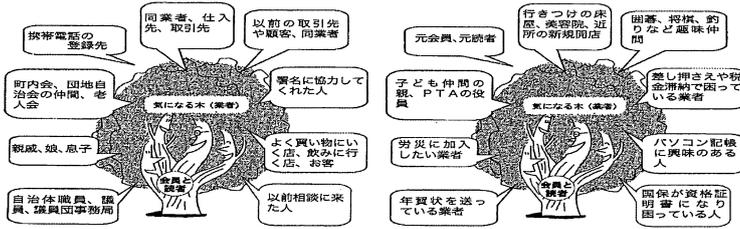
春の運動

昨年3月末現勢回復目指し取り組んでいます。読者1人拡大のみです。消費税率5%引き下げ目指して、仲間増やしを。友人、知人等の紹介用チラシを入れていただきますのでご協力ください。



消費税10% 経済・くらしに大打撃

いろんなつながりで拡大対象者を紹介してください



準備学習班会地区別の内容

2月4日(火) 佐川地区、6日(木) 須崎地区、7日(金) 四万十地区で準備学習班会を開催しました。申告に必要な帳簿や国保・生命保険証明書等、全てご持参ください。前週の商工新聞に持参物の一覧表を折込んでいます。準備班会の内容は次の通りです

- 1、10月1日から強行された消費税率10%増税、軽減税率・インボイス制度、5%に引き下げ
- 2、確定申告について
- 3、自主記帳について
- 4、税務調査について・・・別項 商工新聞参照(須崎民商にも事例)
- 5、須崎民商財政健全化に向けての会費値上げについて(案)別紙
- 6、3、13重税反対統一行動(集団申告) 3月13日(金) 12時半受付、須崎市立文化会館
- 7、その他

須崎税務署交渉 2月27日(木) ご意見をお寄せください 税務署交渉の主要点

○税務行政全般・確定申告について
*政府主催の「桜を見る会」の参加者名簿の破棄が発覚しました。決算前、監査前に原始記録を破棄することとは一般常識的に理解できません。国税庁の「接待飲食に関するFAQ」では、帳簿書類への記載事項として「飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係」を必要としています。納税者が前記「FAQ」の記載事項を記載せず原始記録を保存していない場合はどのように対処しますか。

○消費税について
軽減税率制度の導入で区分記載請求書や帳簿の区分記載が求められるが、制度周知は浸透していない。区分記載請求書や帳簿の不備のみによって、仕入れ税額控除否認など納税者の不利益につながる扱いはず、税務署として「指導」という観点で柔軟な対応をすること。

○税務調査について
例外規定を利用して「無予告調査」の事例がある。乱用し、行わないこと。(須崎事例有)

○復興特別所得税について
東日本大震災の再建・復興は道半ばですが、政府追悼式は来年限りの方針。復興特別所得税の取り扱いについてお考えを聞かせてください。

ウソと改ざんの安倍改憲許さない 平和憲法でこそ商売繁栄

* 19日行動
2月19日(水) 午後5時より



**3.13重税反対
全国統一行動**

《集会と集団申告》

3月13日(金)

須崎市立文化会館
大会議室Bホール